

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第53号

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

佐賀県地域農業改良普及センター条例（昭和33年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>第1条</b> 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。			<b>第1条</b> 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
佐城農業改良普及センター	佐賀市	佐賀市（ <u>富士町及び旧三瀬村の区域を除く。</u> ） 多久市 小城市	佐城農業改良普及センター	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市
三神農業改良普及センター	佐賀市 三養基郡上峰町	佐賀市（ <u>富士町及び旧三瀬村の区域に限る。</u> ） 鳥栖市 神埼市 神埼郡 三養基郡	三神農業改良普及センター	三養基郡上峰町	鳥栖市 神埼市 神埼郡 三養基郡
略			略		

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。